

警察常任委員会  
令和8年5月18日

## 少年の非行防止と健全育成に 向けた総合対策の推進について



警 察 本 部

## 凡 例

本資料で使用している用語の意義は、次のとおりである。

- 非 行 少 年 犯罪少年、触法少年及びぐ犯少年の総称
- 刑 法 犯 少 年 刑法に触れる行為をした犯罪少年及び触法少年（交通事故に関連する刑法の罪を除く。）
- 特 別 法 犯 少 年 刑法以外の法令に触れる行為をした犯罪少年及び触法少年（交通法令違反又は自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律違反を除く。）
- 犯 罪 少 年 罪を犯した14歳以上20歳未満の少年
- 触 法 少 年 刑罰法令に触れる行為をした14歳未満の少年
- ぐ 犯 少 年 保護者の正当な監督に服しないか、自己又は他人の徳性を害する行為をするなどの理由があつて、その性格又は環境に照らし、将来罪を犯すおそれのある18歳未満の少年
- 不 良 行 為 少 年 飲酒、喫煙、深夜はいかい、その他自己又は他人の徳性を害する行為をしている少年
- 包 括 罪 種 刑法犯を「凶悪犯」、「粗暴犯」、「窃盗犯」、「知能犯」、「風俗犯」「その他の刑法犯」の6種に分類したもの
  - ア 凶悪犯…殺人、強盗、放火、不同意性交等
  - イ 粗暴犯…暴行、傷害、脅迫、恐喝、凶器準備集合
  - ウ 窃盗犯…窃盗
  - エ 知能犯…詐欺、横領（占有離脱物横領を除く。）、偽造、汚職、背任、「公職にある者等のあつせん行為による利得等の処罰に関する法律」に規定する罪
  - オ 風俗犯…賭博、わいせつ、性的姿態撮影等処罰法
  - カ その他の刑法犯…公務執行妨害、住居侵入、逮捕監禁、器物損壊等上記に掲げるもの以外の刑法犯
- 児 童 虐 待 保護者がその監護する児童（18歳未満の者）に対し、身体的虐待、性的虐待、怠慢又は拒否及び心理的虐待をすることをいう。
- い じ め 児童等に対して、一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為であつて、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。
- 福 祉 犯 児童買春・児童ポルノ禁止法や児童福祉法違反等、少年の心身に有害な影響を与え、少年の福祉を害する犯罪の総称  
令和5年7月より性的姿態撮影等処罰法等を追加

※1 本資料に掲載されている数値は、令和7年以前については確定値、令和8年については暫定値である。

※2 図表の構成比は、四捨五入の関係で、合計数値と内訳数値の計が一致しない場合がある。

# 目 次

## 第1 少年非行情勢

1 概要	4
2 刑法犯少年の状況	4
(1) 推移	4
(2) 包括罪種別	5
(3) 初発型非行	5
(4) 学職別	6
3 薬物乱用少年の状況	6
4 不良行為少年の状況	7

## 第2 少年の非行防止対策

少年サポートセンターの役割	8
1 少年相談活動	8
2 街頭補導活動	8
3 立ち直り支援活動	9
4 広報啓発活動	9
5 教育機関等との連携	10
(1) 教育委員会との連携	10
(2) 関係機関と連携した「闇バイト」等への加担防止対策	11
6 少年の規範意識の向上に資する活動	11
(1) 社会参加活動等への支援	11
(2) 兵庫県警察少年柔道・剣道大会の開催	12
7 非行少年の検挙・補導活動	12

## 第3 少年の保護対策

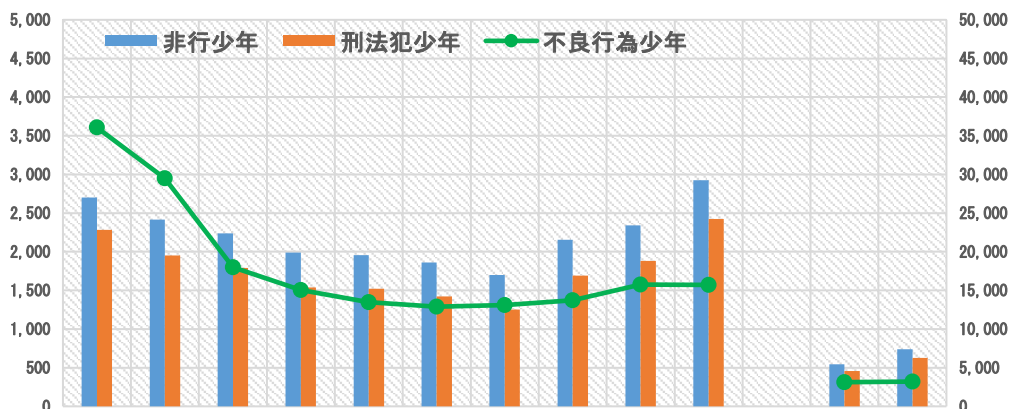
1 児童虐待事案への対応	13
(1) 対応の基本	13
(2) 認知対応状況	13
(3) 検挙状況	14
(4) 児童相談所等との連携等	14
(5) 被害少年に対する配慮	16
2 いじめ事案への対応	16
3 少年の福祉を害する犯罪への対応	17
(1) 福祉犯検挙の状況	17
(2) 被害少年の学職別状況	18
(3) SNSの利用に起因する犯罪被害の状況	18
4 インターネットの安全利用に向けた取組	19
(1) 情報モラル教育、啓発活動	19
(2) AI技術を活用したSNSに対するサイバーパトロール	19

# 第1 少年非行情勢

## 1 概要

県下の非行少年の検挙・補導人員及び不良行為少年の補導人員は、減少傾向にあったが、非行少年は令和5年から、不良行為少年は令和4年からそれぞれ増加に転じ、非行少年は令和7年も増加した一方、不良行為少年は微減した。

非行少年・刑法犯少年（人） 【非行少年等の推移】 不良行為少年（人）

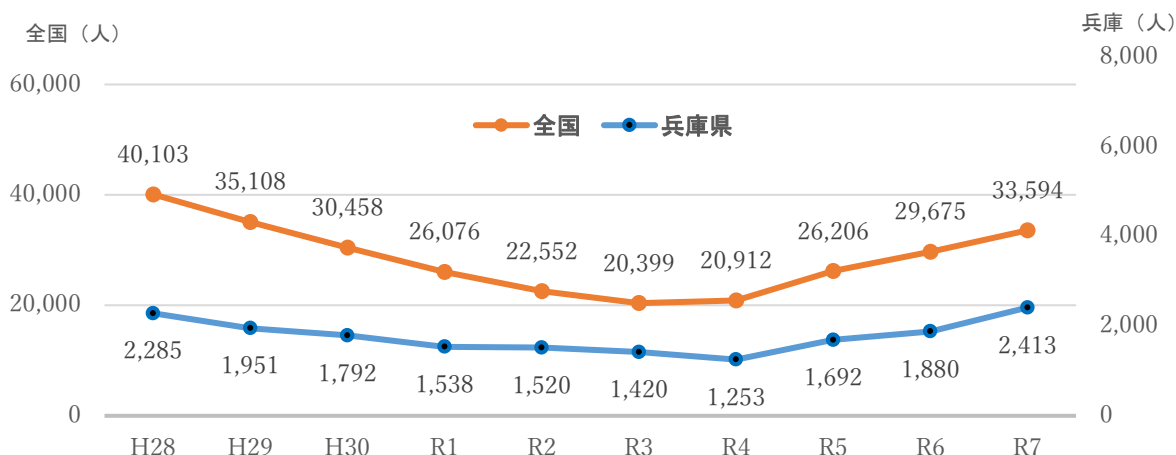


区分(人)	年別											令和7年	令和8年	増減
	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年	増減	3月末	3月末	
非行少年	2,701	2,416	2,238	1,990	1,958	1,860	1,701	2,156	2,343	2,927	584	544	739	195
刑法犯少年	2,285	1,951	1,792	1,538	1,520	1,420	1,253	1,692	1,880	2,413	533	456	627	171
犯罪少年	1,710	1,457	1,325	1,055	1,063	944	804	1,037	1,200	1,383	183	284	326	42
触法少年	575	494	467	483	457	476	449	655	680	1,030	350	172	301	129
特別法犯少年	291	299	292	303	322	316	351	333	369	383	14	57	81	24
ぐ犯少年	125	166	154	149	116	124	97	131	94	131	37	31	31	0
不良行為少年	36,067	29,500	17,975	15,048	13,484	12,908	13,115	13,703	15,763	15,724	-39	3,126	3,195	69
非行少年(全国)	47,198	41,986	36,595	32,308	29,012	26,762	26,911	32,499	35,274	39,657	4,383			

## 2 刑法犯少年の状況

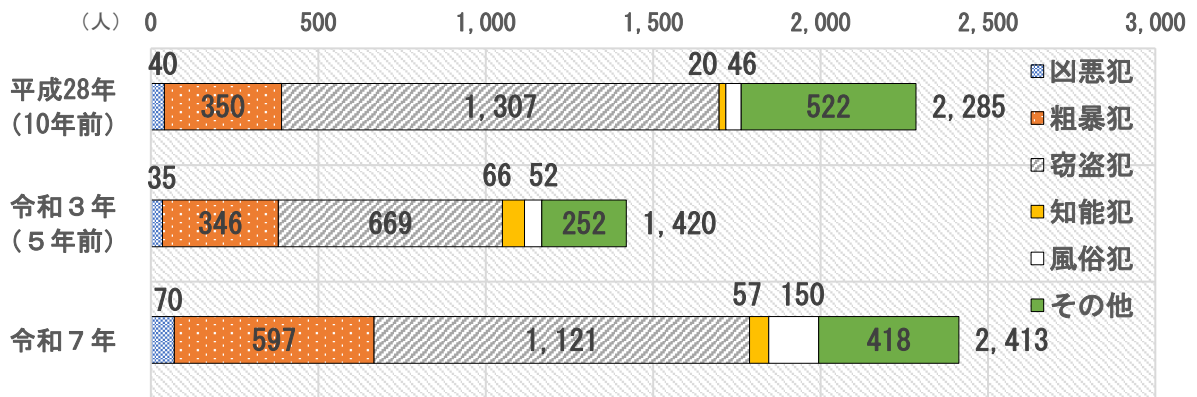
### (1) 推移

県下の刑法犯少年は、平成22年から連続で減少していたが、令和5年から増加に転じ、令和7年は2,413人と前年から533人（28.4%）増加した。



## (2) 包括罪種別

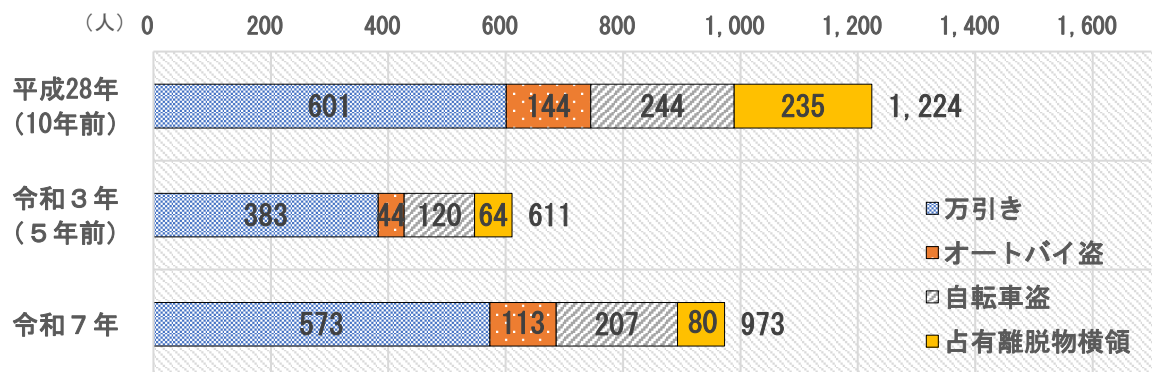
包括罪種別で見ると、令和7年は窃盗犯で検挙・補導された少年が最も多く、全体の46.5%を占め、次いで粗暴犯が24.7%となっている。



区分(人)	年別	平成28年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年	令和7年 3月末	令和8年 3月末	増減
刑法犯少年		2,285	1,420	1,253	1,692	1,880	2,413	456	627	171
凶悪犯		40	35	36	46	50	70	14	20	6
粗暴犯		350	346	301	369	432	597	84	177	93
窃盗犯		1,307	669	608	824	862	1,121	212	257	45
知能犯		20	66	22	39	44	57	20	13	-7
風俗犯		46	52	59	72	115	150	29	28	-1
その他		522	252	227	342	377	418	97	132	35

## (3) 初発型非行

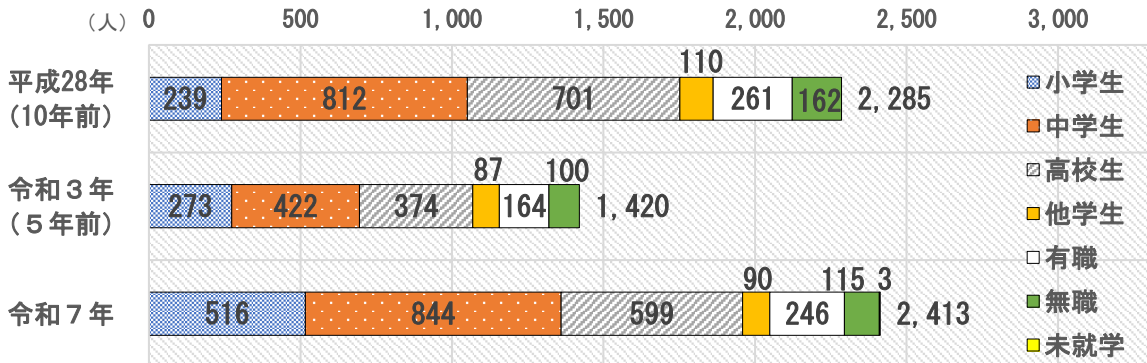
初発型非行（万引き、オートバイ盗、自転車盗及び占有離脱物横領）で見ると、令和7年の刑法犯少年全体に占める初発型非行の割合は、40.3%となっており、例年、万引きが約半数を占めている。



区分(人)	年別	平成28年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年	令和7年 3月末	令和8年 3月末	増減
初発型非行		1,224	611	514	701	776	973	184	223	39
万引き		601	383	300	443	441	573	96	133	37
オートバイ盗		144	44	41	31	96	113	18	17	-1
自転車盗		244	120	116	155	159	207	52	58	6
占有離脱物横領		235	64	57	72	80	80	18	15	-3
刑法犯少年に占める割合 (%)		53.6	43.0	41.0	41.4	41.3	40.3	40.4	35.6	-4.8

#### (4) 学職別

学職別では、これまで中学生・高校生の占める割合が高かったが、小学生が増加傾向にあり、令和7年の構成比では、小学生21.4%、中学生35.0%、高校生24.8%となっている。

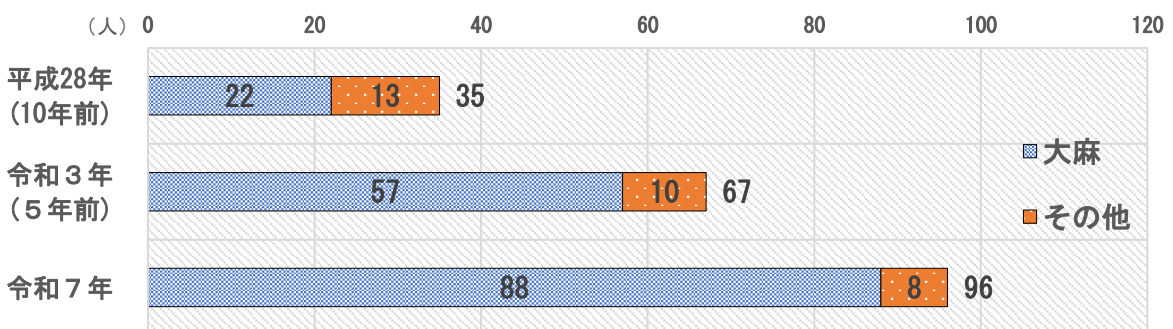


区分(人)	年別	平成28年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年	令和7年3月末		令和8年3月末		増減
								人員	構成比	人員	構成比	
未就学		0	0	0	0	0	3	1	0.2	0	0.0	-1
学	小学生	239	273	257	332	366	516	95	20.8	174	27.8	79
	中学生	812	422	366	558	593	844	145	31.8	211	33.7	66
	高校生	701	374	350	423	528	599	127	27.9	137	21.9	10
	その他	110	87	47	75	84	90	16	3.5	17	2.7	1
有職少年	261	164	168	195	216	246	246	47	10.3	58	9.3	11
無職少年	162	100	65	109	93	115	115	25	5.5	30	4.8	5
合計		2,285	1,420	1,253	1,692	1,880	2,413	456	100.0	627	100.0	171

※「学生その他」は、「大学生」「専門学生」である。

### 3 薬物乱用少年の状況

薬物乱用少年は、大麻の占める割合が年々高くなり、令和6年には大麻乱用少年の検挙人員が過去最多の90人となったが、令和7年は微減した。



区分(人)	年別	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年	令和7年	令和8年	増減
												3月末	3月末	
覚醒剤		9	2	4	3	6	10	7	5	5	1			0
大麻		22	34	51	39	70	57	74	86	90	88	8	17	9
麻薬		1	4	1	0	3	0	1	1	5	7	1	1	0
その他		3	4	4	0	0	0	0	0	0	0			0
合計		35	44	60	42	79	67	82	92	100	96	9	18	9
薬物乱用少年(全国)		373	410	556	744	1,046	1,159	1,079	1,442	1,419	1,715			

※「その他」は、「シンナー」等である。

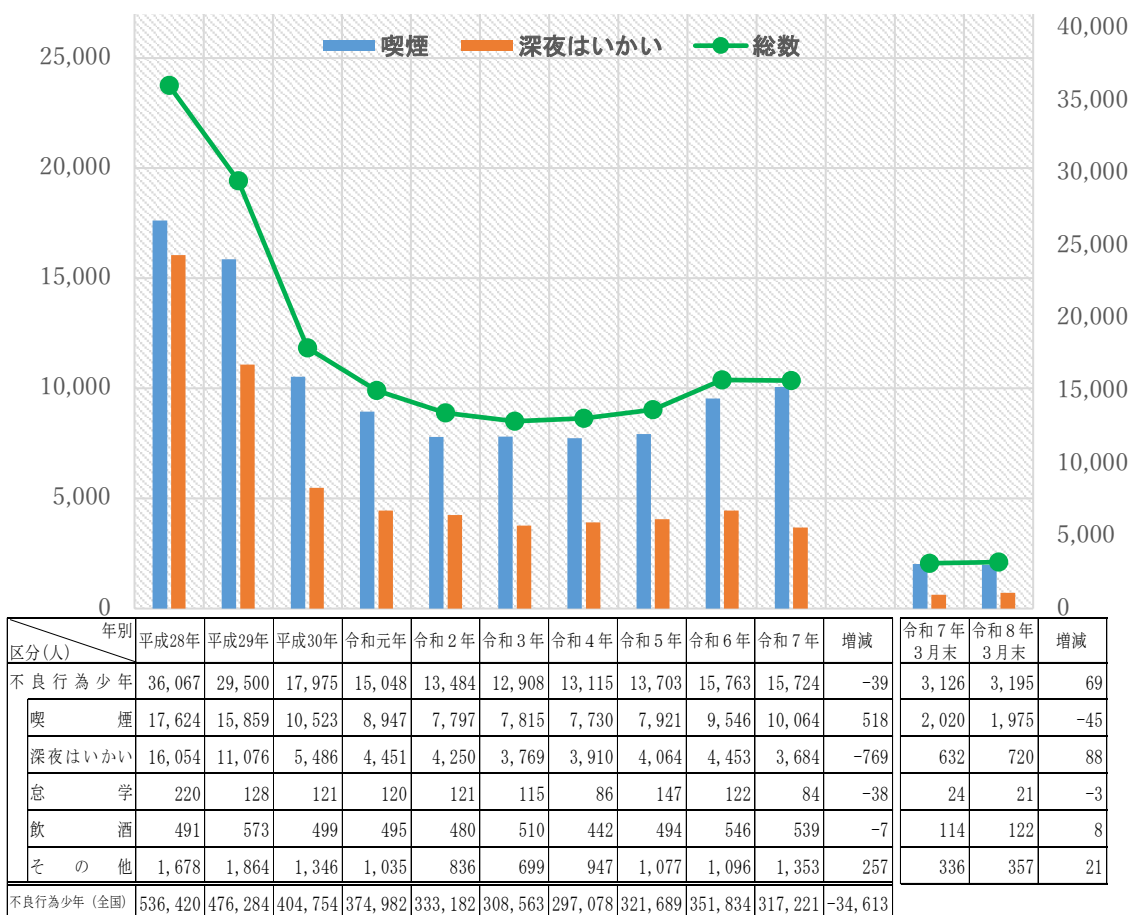
#### 4 不良行為少年の状況

不良行為少年は、全国と同様、減少傾向にあったところ、令和4年から3年連続で増加したが、令和7年は微減した。

行為別では、喫煙と深夜はいかいで全体の87.4%を占めており、学職別では高校生が最も多く、次いで無職少年となっている。

喫煙、深夜はいかい（人）

総数（人）

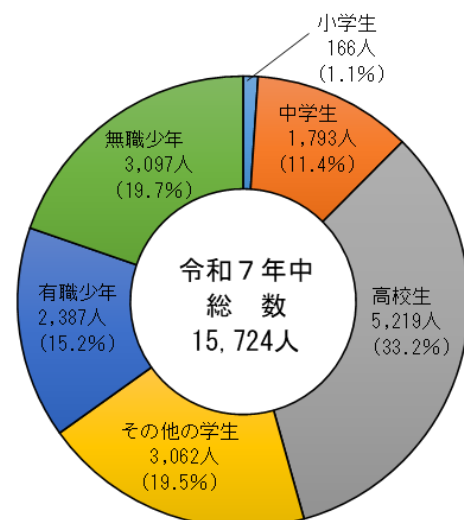


※「その他」は、「家出」「無断外泊」「不健全娯楽」等である。

#### 【学職別】

年別 区分(人)	平成28年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年	令和7年3月末		令和8年3月末		増減
							人員	構成比	人員	構成比	
不良行為少年	36,067	12,908	13,115	13,703	15,763	15,724	3,126	100.0	3,195	100.0	69
小学生	359	127	80	149	150	166	44	1.4	70	2.2	26
中学生	4,025	1,077	1,536	1,646	2,086	1,793	509	16.3	450	14.1	-59
高校生	13,248	4,771	4,989	5,054	5,511	5,219	1,062	34.0	1,132	35.4	70
その他の学生	3,490	2,025	2,168	2,320	2,810	3,062	519	16.6	520	16.3	1
有職少年	5,885	2,763	2,488	2,551	2,849	2,387	396	12.7	395	12.4	-1
無職少年	9,060	2,145	1,854	1,983	2,357	3,097	596	19.1	628	19.7	32

※「その他の学生」は、「未就学」「大学生」「専門学生」である。



## 第2 少年の非行防止対策

### 【少年サポートセンターの役割】

地域の少年非行防止活動の中心的役割を担う機関として、県下10か所に少年サポートセンターを設置し、関係機関・団体と連携の上、少年相談活動、街頭補導活動、立ち直り支援活動、広報啓発活動等の非行防止に向けた幅広い活動を行っている。



#### 県下の少年サポートセンター（10か所）



### 1 少年相談活動

少年や保護者等からの相談については、警察署の少年相談窓口、少年サポートセンター、少年相談専用電話「ヤングトーク」などで対応している。

少年サポートセンターでは、警察官の他に公認心理師等の資格を有する少年補導職員を配置している。



【少年相談専用電話 ヤングトーク】

### 2 街頭補導活動

少年の犯罪や犯罪被害を未然に防止し、健全育成を図るためには、非行化傾向にある少年に対し早期に指導・助言を行う必要があることから、学校、少年警察ボランティア等関係機関・団体とも連携し、街頭補導活動を実施している。

特に、学校の進学進級時や夏休み等の期間中は、生活環境が変化しやすいことから補導活動を強化している。



【関係機関との県下一斉大規模合同補導 加古川市】

### 3 立ち直り支援活動

過去に非行少年として取り扱った少年、少年相談活動や街頭補導活動により関わった少年及びその保護者に対して、継続的な指導・助言、自然体験や学習支援を行っているほか、早期の立ち直りを図るため、病院等と連携協定を締結し、専門的知見を活用した支援活動を推進している。

また、少年の立ち直り支援活動の一環として、「子どもの未来プロジェクト」を掲げ、大舞台で活躍するスポーツ選手等と交流する機会を通じ、将来の希望や目標を持たせることを目的とする活動等も行っている。



【農作業体験 神戸市北区】



【プロスポーツ選手との交流「神戸ストークス」  
神戸市中央区】



【セミプロスポーツ選手との交流「デウソン神戸」  
神戸市灘区】



【大学生ボランティアと連携した学習支援活動  
西宮市】

### 4 広報啓発活動

少年の健全育成への地域住民等の理解を深めるため、街頭キャンペーンなどを実施しているほか、県警公式SNSを活用した情報発信等も行っている。



【20歳未満飲酒防止キャンペーン 神戸市長田区】



【SNSを活用した薬物乱用防止啓発】

## 5 教育機関等との連携

学校・教育委員会とは、平素から連携会議や学校訪問を通じて情報を共有しているほか、時勢や年齢等に応じ、情報モラルや薬物乱用防止に関する内容を含めた非行防止教室を開催するなど、児童生徒に対する広報啓発についても連携を図っている。

【非行防止教室開催状況】

区分		年別				
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
小 学 校	実 施 校 数	304校	353校	434校	426校	419校
	( 実 施 率 )	(40.4%)	(46.9%)	(57.7%)	(54.1%)	(53.2%)
中 学 校	実 施 校 数	222校	251校	321校	271校	270校
	( 実 施 率 )	(58.4%)	(66.1%)	(84.5%)	(65.0%)	(64.7%)
高 等 学 校	実 施 校 数	99校	143校	167校	158校	151校
	( 実 施 率 )	(47.8%)	(69.1%)	(80.7%)	(61.0%)	(58.3%)
合 計	実 施 校 数	625校	747校	922校	855校	840校
	( 実 施 率 )	(46.7%)	(55.8%)	(68.9%)	(58.4%)	(57.4%)

### (1) 教育委員会との連携

令和5年以降、非行少年の増加が続いており、非行情勢が悪化する中、近年では、犯罪実行者募集情報に応募して犯罪に加担させられる、いわゆる「闇バイト」をはじめ、SNS等の利用に関連した犯罪被害等が社会問題となっていることから、県下の各教育委員会に対して、小学校、中学校、高等学校の児童、生徒の規範意識向上に向けた非行防止教室の開催強化について働きかけを行っており、県下すべての学校における開催を目指す取組を推進している。



【暴力団迫放兵庫県民センターと連携した中学校における闇バイト加担防止教室 姫路市】



【不登校特例校での保護者も参加した情報モラル教室 神戸市中央区】

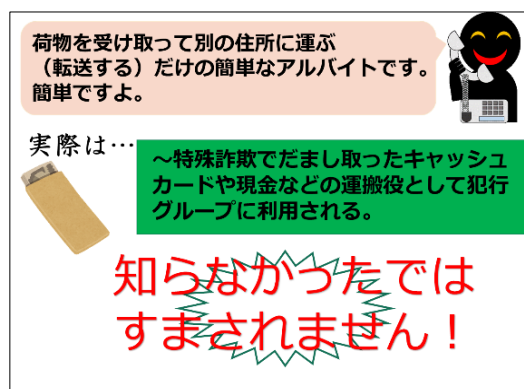
## (2) 関係機関と連携した「闇バイト」等への加担防止対策

少年の再非行防止を図るため、県内の少年院と連携し、入院中の少年に対して再非行防止教室を開催し、「高額バイトなどの誘いに乗らない」、「闇バイトはバイトではなく犯罪」等、出院後の加担防止啓発を行っている。

また、企業や消費生活センター等と連携して、大学や専門学校の新入生等を対象とした啓発セミナーを開催し、金融商品トラブルや、消費トラブルに巻き込まれない啓発と合わせて、「闇バイト」への加担、薬物乱用、オンラインカジノへの関与等の防止について啓発活動を推進している。



【大学生を対象としたセミナー 神戸市東灘区】



【講義で使用する教材例】

## 6 少年の規範意識の向上に資する活動

### (1) 社会参加活動等への支援

奉仕活動や教育委員会主催の中学生「トライやる・ウィーク」、高校生「インターンシップ」等の社会参加活動を積極的に支援しており、体験活動を通じて、地域社会の一員としての自覚を育み、少年の規範意識の向上に努めている。



【インターンシップの体験活動 神戸市中央区】



【高校書道部と連携した防犯キャンペーン 明石市】

## (2) 兵庫県警察少年柔道・剣道大会の開催

スポーツを通じた少年の健全育成を目的に、毎年夏休み期間中に「兵庫県警察少年柔道・剣道大会」を開催しており、練習場所として警察署の道場を提供している。



【少年柔道・剣道大会 神戸市須磨区】

## 7 非行少年の検挙・補導活動

非行少年の捜査、調査に当たっては、非行事実を解明するとともに、非行の原因・動機や交友関係、家庭環境などを明らかにし、規範意識の向上と立ち直り支援に繋げていくよう配慮している。

少年事件は、友人同士やグループでの非行が多いことから、関係機関と連携の上、非行少年等の実態把握と情報共有を行い、非行少年グループの解体や、不良交友関係からの離脱を図っている。

### 【事件事例】

- 非行少年13名による私電磁的記録不正作出・同供用事件
- 非行少年6名による「闇バイト」募集に関連した強盗、暴力行為事件
- 非行少年5名による逮捕監禁、強盗致傷事件
- 非行少年4名による傷害、暴行、強要事件
- 非行少年による麻薬及び向精神薬取締法違反（大麻所持）事件

### 第3 少年の保護対策

#### 1 児童虐待事案への対応

##### (1) 対応の基本

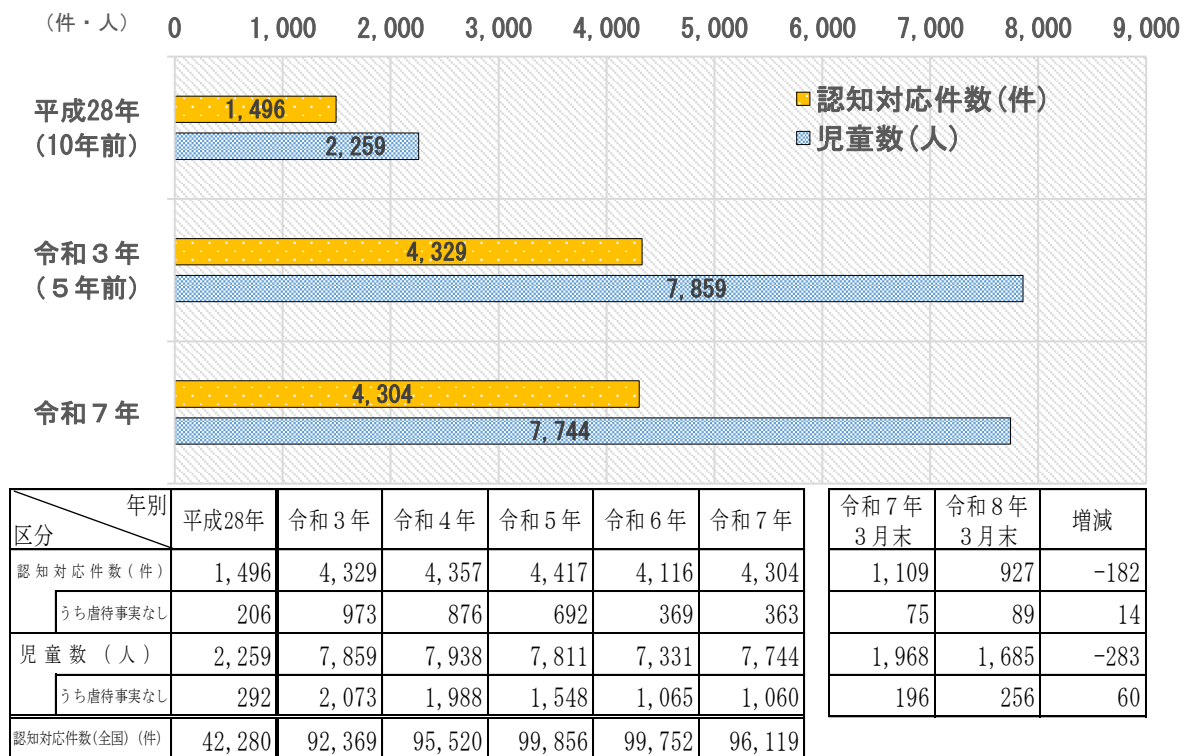
児童虐待事案は、人の生命・身体にかかわる重大な事案であり、児童の安全確認・安全確保を最優先とした対応を行っている。

児童虐待事案の通報を受理した場合、全件警察官が現場臨場するとともに、保護者と児童を分離し、個別聴取の上、児童の身体に怪我や痣がないか直接確認するなど徹底した調査を行い、違法行為を認めたときは事件化を図るとともに被害児童の保護対策を講じている。

また、警察署での児童虐待に関する取扱いについては、全件警察本部へ報告させるとともに、児童相談所等関係機関の取扱状況を確認するなどして、組織的・総合的に通告の要否や危険性の判断を行い、児童虐待の見逃しを防止している。

##### (2) 認知対応状況

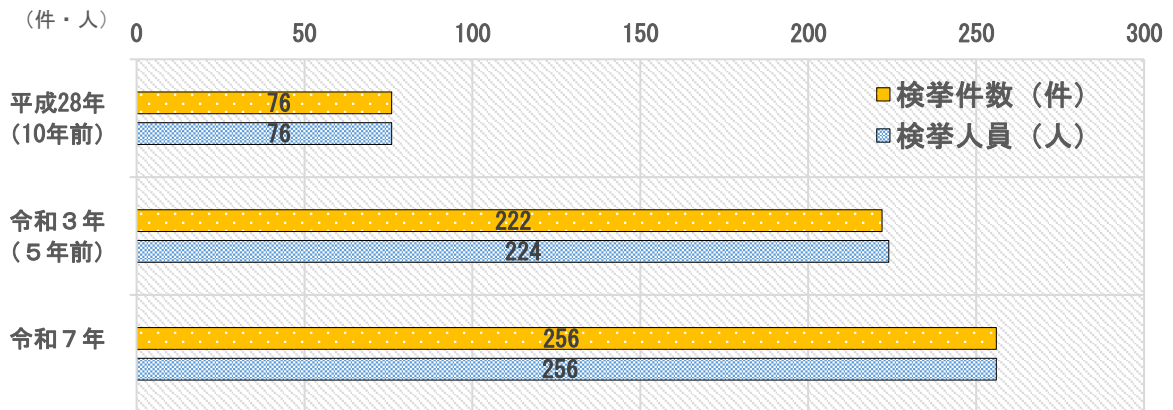
認知対応件数は10年前と比べると大幅に増加し、令和2年以降、年間4,000件台で推移しており、高止まりの状況が続いている。



### (3) 検挙状況

検挙状況は、10年前と比べると件数・人員ともに大幅に増加している。

身体的虐待事案において、暴行・傷害等を適用して検挙する割合が高く、令和7年中は、検挙件数全体の83.6%を占めている。

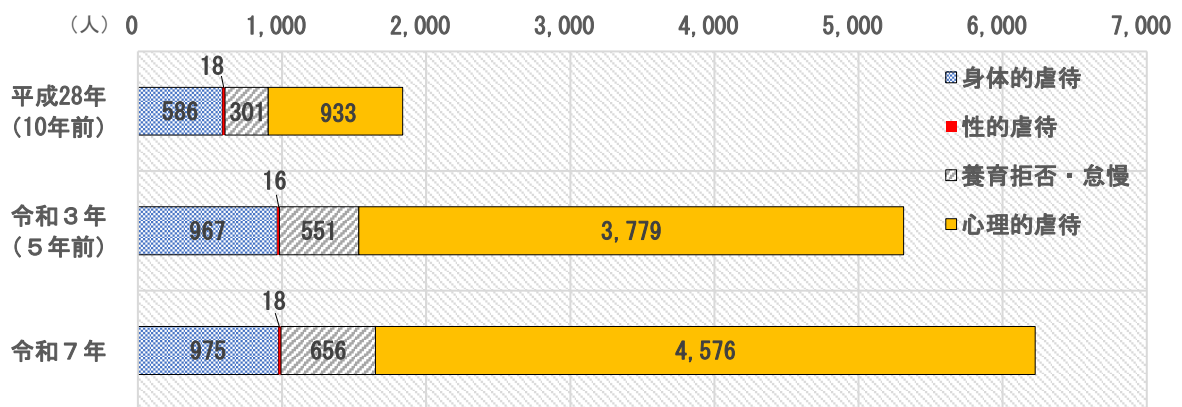


区分	年別						令和7年 3月末	令和8年 3月末	増減
	平成28年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年			
検挙件数 (件)	76	222	207	251	226	256	23	65	42
検挙人員 (人)	76	224	210	255	227	256	23	65	42
検挙件数 (全国)	1,081	2,174	2,181	2,385	2,649	2,592			

### (4) 児童相談所等との連携等

#### ア 通告状況

児童虐待事案を認知した場合は、早急に児童の安全を確保し、児童相談所へ通告している。児童相談所への通告は、10年前と比べると大幅に増加しており、特に心理的虐待の増加が著しく、令和7年中は全体の73.5%を占めている。



区分(人)	年別						令和7年 3月末	令和8年 3月末	増減
	平成28年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年			
通告児童	1,838	5,313	5,557	5,853	5,910	6,225	1,302	1,641	339
身体的虐待	586	967	934	988	1,018	975	193	238	45
性的虐待	18	16	12	8	21	18	1	7	6
養育拒否・怠慢	301	551	651	537	628	656	126	164	38
心理的虐待	933	3,779	3,960	4,320	4,243	4,576	982	1,232	250
面前提問	796	1,305	1,254	1,367	1,282	1,080	170	383	213
通告児童 (全国)	54,227	108,059	115,762	122,806	122,378	122,588			

## イ 連携状況

児童相談所との連携会議を定期的に行き、お互いの役割や考え方について理解を深め、実質的な連携が取れるよう意見交換を行っているほか、合同での臨検・捜索訓練の実施、兵庫県、神戸市及び尼崎市の児童相談所への現職警察官の出向など、更なる連携強化を図っている。



【臨検・捜索の合同訓練 芦屋市】



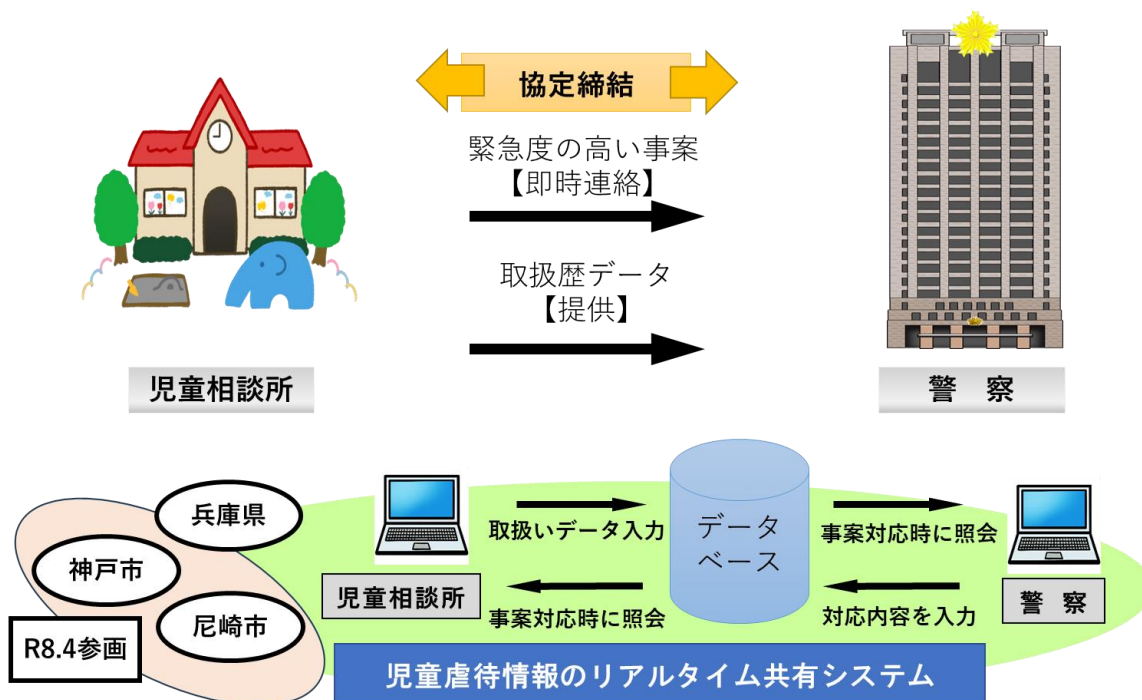
【児童相談所との連携会議 神戸市兵庫区】

## ウ 児童虐待事案の情報共有

### (ア) 児童相談所

児童相談所を設置している自治体と連携協定を締結し、緊急度の高い事案については、即時連絡を受けて児童に対する早期の安全確保を行っている。

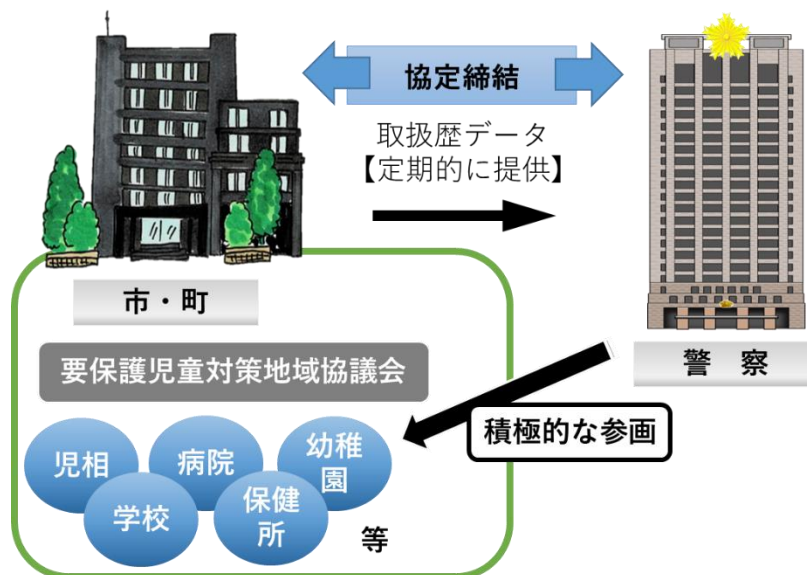
また、兵庫県、神戸市及び尼崎市所管の児童相談所と警察の間で、全ての児童虐待情報をリアルタイムに共有するシステムを運用している。



## (イ) 市・町

児童虐待に係る情報共有を目的として、各市町が設置する要保護児童対策地域協議会の会議に各警察署が積極的に参画している。

また、要保護児童対策地域協議会との間で、定期的な情報提供を受けるための連携協定を県内の全市町と締結し、情報共有の強化を図っている。



## (5) 被害少年に対する配慮

児童を被害者等とする事案については、児童の心情や特性に配慮した事情聴取に努めているほか、児童の負担軽減及び供述の信用性確保の双方に資するため、代表者による事情聴取を実施するなど、事案に応じて検察庁や児童相談所との間で必要な連携を図っている。



【客観的聴取技法研修】

また、警察官の聴取能力向上のため、客観的聴取技法について専門的な訓練を受けた警察官を講師として研修を実施している。

## 2 いじめ事案への対応

警察では、少年相談活動などの各種警察活動や、学校等からの情報提供などによりいじめ事案を認知すれば、事案の重大性及び緊急性、被害児童等及びその保護者の意向、学校の対応状況等を踏まえ事件化を図るなど、適切に対応している。

区分 \ 年別	平成28年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年
相談件数	51	85	78	135	156	154
検挙件数	8	14	10	10	19	44

	令和7年 3月末	令和8年 3月末	増減
相談件数	19	42	23
検挙件数	3	15	12

### 3 少年の福祉を害する犯罪への対応

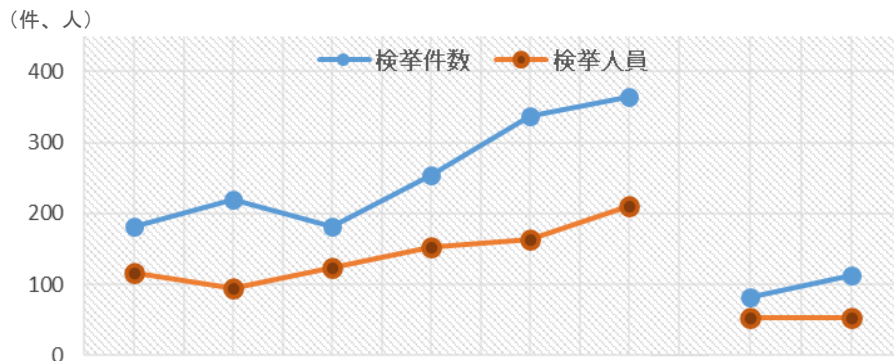
児童ポルノ製造や児童買春等の福祉犯は、児童の心身に有害な影響を及ぼし、かつ、その人権を著しく侵害する極めて悪質な行為である。

昨今は、児童によるSNSの利用に起因した被害が増加しており、サイバー捜査部門とも連携を図り、少年が性犯罪等の被害者となる福祉犯の取締りを強化し、被害少年の早期発見・保護活動に取り組んでいる。

#### (1) 福祉犯検挙の状況

福祉犯については、令和5年7月に性的姿態撮影等処罰法や、刑法に16歳未満の者に対する面会要求等罪が新設され、新たに福祉犯に追加されたことで、検挙件数、検挙人員ともに増加している。

罪名別で見ると、令和7年は性的姿態撮影等処罰法違反と、児童買春・児童ポルノ法違反で、検挙件数全体の79.4%を占めている。



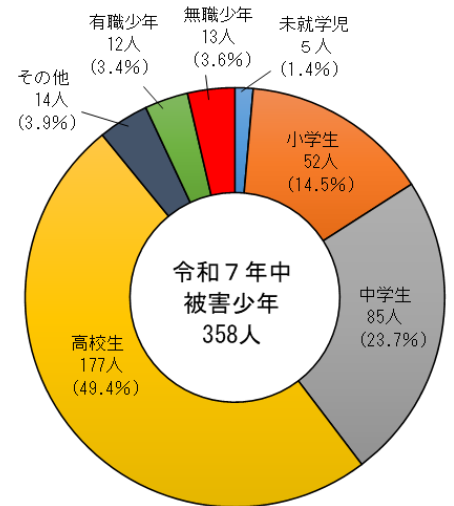
区分	年別	平成28年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年	令和7年 3月末	令和8年 3月末	増減
		福祉犯	件数 203 人員 137	220 94	182 123	255 154	338 164	364 210	82 53	113 53
児童福祉法	件数	12	4	4	3	1	6	3	3	0
	人員	13	2	5	3	0	7	3	2	-1
児童買春	件数	20	19	4	4	13	8	2	3	1
	人員	15	11	4	4	3	1	1	1	0
児童ポルノ	件数	95	128	91	134	110	107	21	43	22
	人員	51	36	49	67	27	37	8	18	10
青少年愛護条例	件数	49	59	72	66	50	55	13	11	-2
	人員	36	32	52	47	37	40	7	8	1
性的姿態 撮影等処罰法	件数				39	150	174	40	48	8
	人員				26	91	115	32	19	-13
その他	件数	27	10	11	9	14	14	3	5	2
	人員	22	13	13	7	6	10	2	5	3
福祉犯(全国)	件数	7,195	7,142	6,729	6,714	8,591	8,977			
	人員	6,412	5,556	5,160	5,081	5,616	5,541			

※「その他」は、「20歳未満の者の喫煙の禁止に関する法律違反」「20歳未満の者の飲酒の禁止に関する法律違反」「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律違反」「16歳未満の者に対する面会要求等罪(令和5年7月新設)」等である。

## (2) 被害少年の学職別状況

学職別で見ると、令和7年は中学生・高校生で全体の73.2%を占めているが、小学生の割合も増加傾向にある。

区分(人)	年別						令和7年3月末		令和8年3月末		増減
	平成28年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年	人員	構成比	人員	構成比	
未就学	1	2	1	2	5	5	0	0.0	3	3.1	3
学生・生徒	小学生	9	19	12	27	21	14	17.3	7	7.3	-7
	中学生	61	61	61	67	94	14	17.3	40	41.7	26
	高校生	72	64	60	78	163	40	49.4	33	34.4	-7
その他	3	1	0	2	15	14	4	4.9	5	5.2	1
有職少年	9	6	10	7	13	12	4	4.9	6	6.3	2
無職少年	11	8	7	5	4	13	5	6.2	2	2.1	-3
合計	166	161	151	188	315	358	81	100.0	96	100.0	15
被害少年(全国)	6,105	4,867	4,402	4,765	6,427	6,701					

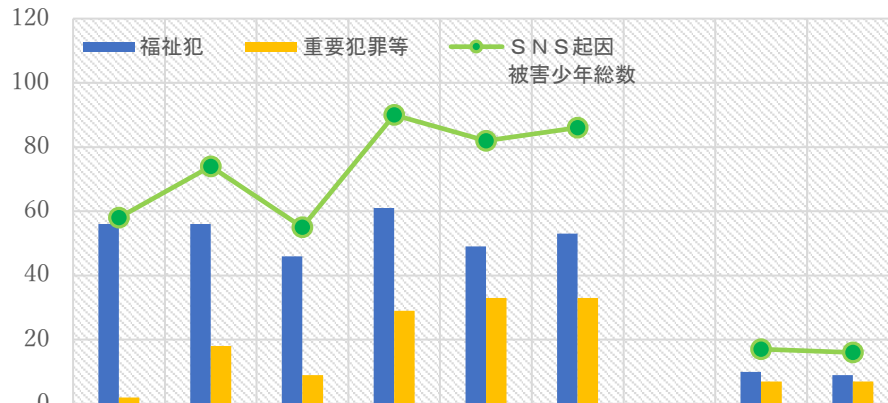


※「その他」は、「大学生」「専門学生」である。

## (3) SNSの利用に起因する犯罪被害の状況

SNSの利用に起因した少年の犯罪被害は増加傾向にあり、令和7年中は、児童ポルノ被害が増加した影響で福祉犯が増加し、学職別では、小学・中学生の被害が増加している。

(被害少年数)



区分(人)	年別	平成28年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年
SNS起因被害少年総数	SNS起因被害少年総数	58	74	55	90	80	86
	福祉犯	56	56	46	62	47	53
	重要犯罪等	2	18	9	29	33	33
SNS起因被害少年(全国)		1,736	1,812	1,732	1,665	1,486	1,566

区分(人)	令和7年3月末	令和8年3月末	増減
SNS起因被害少年総数	17	16	-1
福祉犯	10	9	-1
重要犯罪等	7	7	0

※「重要犯罪等」は、重要犯罪である「殺人」「強盗」「放火」「不同意性交等」「略取誘拐」「不同意わいせつ」の罪に、「逮捕監禁」を加えたものである。

## 4 インターネットの安全利用に向けた取組

### (1) 情報モラル教育、啓発活動

スマートフォン所有の低年齢化とともに、SNSやオンラインゲーム上でのやり取りから、命にかかわる事案や性被害などに巻き込まれる危険性が高まっており、近年では、生成AIを悪用した実在する児童の性的画像加工事案や、オンラインカジノ利用による賭博事案も社会問題となっている。

警察においては、各学校に出向いて行う情報モラル教室を強化し、発達段階に合わせた教育を実施しているほか、企業、大学生ボランティア等と連携した教育活動、各種広報媒体を活用した啓発活動等により、児童生徒を被害者にも加害者にもさせない取組を推進している。



【「ヴィクトリーナ姫路」の選手を起用した子どもの性被害防止啓発ポスター】



【大学生ボランティアによる情報モラル教室 尼崎市】



【デジタルサイネージを活用した広報啓発 神戸市中央区】



【甲子園球場での広報啓発 西宮市】

### (2) AI技術を活用したSNSに対するサイバーパトロール

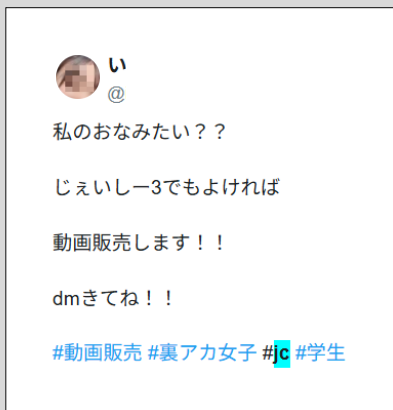
SNS上で、少年がお金欲しさに援助交際を求める行為や、「闇バイト」の募集に応募する行為が、児童買春等の性被害や、強盗、特殊詐欺等の犯罪行為への加担に繋がっているため、AIを活用したSNSのサイバーパトロールを行っており、不適切な書き込みを発見すれば投稿者に注意喚起・警告メッセージを送信して、投稿者だけではなく閲覧者に対しても広く注意喚起している。

【SNSにおける注意喚起・警告メッセージ送信状況】

区分(件)	年別					令和7年 3月末	令和8年 3月末	増減
	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年			
子どもの性被害防止	3,853	2,664	3,786	6,333	6,262	1,209	1,785	576
闇バイト加担防止	76	240	759	7,647	6,418	1,976	924	-1,052

【不適切投稿への注意喚起・警告メッセージ送信事例】

(性被害防止対策)



(闇バイトへの加担防止対策)

